

抽出案件回答用紙

令和5年5月29日

氏名 川村 延彦

令和5年度第1回市川市入札監視委員会における審議案件として、次の2件を抽出する旨回答します。

工事
 委託
No.

19

工事
 委託
No.

5

(選んだ理由をご記入ください)

No. (19)

1. 今期(令和4年10月1日から令和5年3月31日)の「建設工事」案件49件の中で「予定価格」が、1,158,000,000円と最も高額で大規模工事であり、子どものため安心・安全に留意すべき施設の新築工事と推認される案件である。

本案件の入札につき、「技術や品質を含めた総合評価方式」によらずに「価格競争」を最優先する「一般競争入札」によったのは何故か?

2. 入札参加業者が5者で、比較的「自由な競争のために適切な数」の参加者が確保されているものの、落札者 上条建設の「対予定価格率」が「99.7%」で、他の入札参加者はすべて100%を超えている。

今期案件中で最も高い「対予定価格率」を積算して落札した上条建設には、積算根拠等の提示に不審や疑問な点は全くなかったか?

No. (5)

1. 本案件は、「最低制限価格」を20,711,000円(79.1%)としているが、その積算根拠を教えてほしい。

2. 落札者 シーエスコンサルタント(株)は、今期の「業務委託」案件には、本件以外は入札業者として全く参加していない。本件では「対予定価格率 79.10%」と「最低制限価格」と同額・同率を積算し得ているのは、単なる偶然の一致か？

不審な点や疑いの余地は全くなかったか？

回答用紙

件名 ぴあぱーく妙典こども施設新築工事

整理番号 工事 19 回答 技術管理課、設計監理課

(審議案件抽出理由)

1. 今期（令和4年10月1日から令和5年3月31日）の「建設工事」案件49件の中で「予定価格」が、1,158,000,000円と最も高額で大規模工事であり、子どものため安心・安全に留意すべき施設の新築工事と推認される案件である。本案件の入札につき、「技術や品質を含めた総合評価方式」によらずに「価格競争」を最優先する「一般競争入札」によったのは何故か？

2. 入札参加業者が5者で、比較的「自由な競争のために適切な数」の参加者が確保されているものの、落札者 上條建設の「対予定価格率」が「99.7%」で、他の入札参加者はすべて100%を超えている。今期案件中で最も高い「対予定価格率」を積算して落札した上條建設には、積算根拠等の提示に不審や疑問な点は全くなかったか？

(回答)

1. 当該工事のこども施設は、昨年度、部分的に開園した「ぴあぱーく妙典」内において最後に建設する施設になります。

ご指摘のとおり、当該工事は大規模な工事ですが、以下の事由により、価格および品質が総合的に優れた契約を行う総合評価一般競争入札の対象ではなく、価格のみの一般競争入札としたものであります。

当該こども施設は、極力早期に開設して市民の利用に供するという方針があります。また、既にオープンしている「ぴあばーく妙典」の各施設と、当該こども施設の「工事現場」が隣接している状況は短期間に抑制して、「ぴあばーく妙典」全体の利用環境の安全も重視する必要があり、特に子供の利用が多いことに配慮した、早期の供用開始時期を設定しています。

このように設定された供用開始時期により、当該工事は、入札手続きが実施可能な期間と工事が実施可能な期間が、ともに極端に短く限定されました。本市ではこのような場合を「特例条件」として、総合評価一般競争入札を適用しない対象にしています。

これは、適正な施工期間の確保を優先するものであり、当該施設の供用開始予定に対して、工事施工に必要な期間を設定すると、入札手続きに必要な期間が圧縮されることからこのような判断をしたものです。

2. 全体的に入札金額が高い理由といたしましては、推測になりますが、各社の考えや事情により、近年の物価上昇を高めに見込んだものと思われます。

また、上條建設の積算根拠等の提示内容を確認したところ、不審点や疑問点は見受けられませんでした。

回答用紙

件名 鬼高地区浸水対策実施設計業務委託

整理番号 委託5 回答 契約課、下水道建設課

(審議案件抽出理由)

1. 予定価格 26,260,000 円の実施設計である。入札の種類は一般（事後）であり、その仕組みを説明して欲しい。

2. 入札は 30 社あり、最低制限価格帯の前後に集中している傾向が見られる。落札者はシーエスコンサルタント（株）であるが、落札額は最低制限価格と完璧に同額である。この点に関して違和感を感じるが、同額となった理由が推察できれば説明して欲しい。

3. 本案件は、「最低制限価格」を 20,711,000 円(79.1%)としているが、その積算根拠を教えてほしい。

4. 落札者 シーエスコンサルタント(株)は、今期の「業務委託」案件には、本件以外は入札業者として全く参加していない。本件では「対予定価格率 79.10%」と「最低制限価格」と同額・同率を積算し得ているのは、単なる偶然の一致か？不審な点や疑いの余地は全くなかったか？

(回答)

1. 事後審査型一般競争入札につきまして、「市川市事後審査型一般競争入札実施要領」にて「1件当たりの設計金額が50万円を超える建設工事に関連する業務委託のうち、市長が定めるものとする。」と対象を定めております。本件につきましては、設計金額26,260,000円の工事に関連する業務委託であることから、事後審査型一般競争入札としたものです。

また、事後審査の具体的手順につきましては、公告を行い、公告期間の後に質疑回答を経て、入札書の受付をいたします。

その後、開札を行い、落札候補者を決定し、電子入札システムにより入札に参加した者全員に落札保留の通知をいたします。なお、最低価格申込者が2人以上ある場合は電子入札システムにより電子くじを実施し、落札候補者を決定いたします。

開札後は落札候補者に対し、落札候補者となった旨を速やかに連絡し、該当する案件の公告に示す入札参加資格確認審査書類等（以下「確認書類等」といいます。）の提出を求め、入札参加資格の審査を行います。ただし、落札候補者が当該入札参加資格要件を満たしていない場合は、次順位者から確認書類等の提出を求め、入札参加資格を満たしている者が確認できるまで審査を行います。

審査の結果、落札候補者が入札参加資格要件を満たしていると判断したときは、当該落札候補者を落札者に決定いたします。なお、入札参加資格要件を

満たしていないと判断した場合は、その旨を事後審査型一般競争入札参加不適格通知書により当該落札候補者に通知するものとしております。

2. 入札額が最低制限価格と同額であったことについて説明いたします。

当課の実施設計委託の積算は、一般販売されている公益財団法人日本下水道協会が発行する「下水道用設計標準歩掛表」を基に積算を行っており、労務単価などについても公表されている「千葉県積算基準」の単価を採用しております。

さらに、公告しております閲覧図書には、参考として設計条件項目表が付されており、各項目での補正条件も明確に示していることから、応札者が市の積算価格を正確に算出することは可能な状況にあると思われれます。

また、最低制限価格につきましても、「市川市最低制限価格制度に関する要綱」が公表されており、応札者が積算価格を基に最低制限価格を正確に算出することは、可能な状況にあると考えられます。

3. 最低制限価格の設定につきましては、「市川市低入札価格調査制度に関する要綱」に基づき設定し、かつ当該要綱を公表しております。また、積算に用いる労務費等につきましても、国土交通省及び千葉県から公表されているものを用いて積算しております。

4. 上記、回答2と同様の理由です。

抽出案件回答用紙

令和5年6月5日

氏名 栗林 隆

令和5年度第1回市川市入札監視委員会における審議案件として、次の2件を抽出する旨回答します。

工事
 委託
No.

21

工事
 委託
No.

5

(選んだ理由をご記入ください)

No. (21)

1. 予定価格 38,330,000 円の改修工事である。入札の種類は一般（総合）であるが、一回目の入札が不調に終わった経緯を説明して欲しい。

2. 再度入札において岩堀建設（株）が落札率 98.09% で落札している。総合評価の審査プロセスと（株）大城組が辞退した理由が分かれば説明して欲しい。

No. (5)

1. 予定価格 26,260,000 円の実施設計である。入札の種類は一般（事後）であり、その仕組みを説明して欲しい。

2. 入札は 30 社あり、最低制限価格帯の前後に集中している傾向が見られる。落札者はシーエスコンサルタント（株）であるが、落札額は最低制限価格と完璧に同額である。この点に関して違和感を感じるが、同額となった理由が推察できれば説明して欲しい。

回答用紙

件名 市川市営住宅相之川第一団地外壁・屋上防水等改修工事

整理番号 工事 21 回答 技術管理課、設計監理課

(審議案件抽出理由)

1. 予定価格 38,330,000 円の改修工事である。入札の種類は一般（総合）であるが、一回目の入札が不調に終わった経緯を説明して欲しい。
2. 再度入札において岩堀建設（株）が落札率 98.09%で落札している。総合評価の審査プロセスと（株）大城組が辞退した理由が分かれば説明して欲しい。

(回答)

1. 本工事の開札の経緯としましては、令和4年9月2日に公告を行い、令和4年10月14日に一回目の開札を行いました。入札参加は2社で、予定価格範囲内の入札が無く、再入札となりました。

2. 総合評価一般競争入札のプロセスについて説明します。

総合評価一般競争入札の手続きには、「入札公告までの段階」及び「落札者を決定する段階」という、大きく分けて2つの段階があります。

まず、「入札公告までの段階」では、公告に明示する「落札者決定基準」の内容を審査・決定します。本件は、発注担当課が作成した「落札者決定基準」を、庁内の総合評価審査委員会にて審査し、学識経験者の意見聴取を行い、財政部長の決裁に諮ったうえで最終決定し、9月2日に公告を行い、入札参加者

を募りました。

次の「落札者を決定する段階」では、公告に対応して参加企業から提出された技術資料を評価します。本件は、発注担当課による評価内容と評価点を総合評価審査委員会にて審査したうえで、学識経験者の意見聴取を行い、財政部長の決裁に諮ったうえで最終決定しました。その後、開札を実施し、入札価格と技術評価点による総合評価を行い、落札者を決定したものです。

総合評価一般競争入札は、このように、複数の審査を行う、慎重な手続きを経て、落札者の決定に至るプロセスとなっております。

なお、落札者を決定する段階における恣意性の入り込みの防止として、審査事務を行う職員をはじめ、審査を行う委員や学識経験者に対して、入札参加者に関する情報を秘匿して審査を進めることによって徹底しているところであり
ます。

入札参加者の辞退についてですが、ヒアリング等の調査は行っていないため情報がなく、理由は不明であります。

市川市入札監視委員会 意見書

令和5年5月29日

氏名 川村 延彦

今期（令和4年10月1日～令和5年3月31日）の「建設工事」の審議対象案件は、合計49件である。

案件ごとの入札参加者の状況を検証すると、入札参加者が「1者」のみの場合が14件（即ち、案件一覧 No.1、4、8、11、13、14、15、16、17、23、24、45、46、47）で、「2者」のみの場合が11件（即ち、No.2、3、5、6、12、18、20、27、37、44、49）である。また、随意契約5件のうち、No.29以外は「入札参加者がなく不調」の案件が4件である。

入札制度が、公正かつ自由な競争により実施されるためには、相応の数の入札参加者の確保が必要である。入札資格を見直し、受注意欲と施工能力のある事業者をもっと幅広く確保する工夫を図ったり、地域割りを見直して市川市内業者のみばかりでなく県内周辺都市（船橋、松戸、鎌ヶ谷、浦安等）の建設業者も入札参加者として認めることなどを検討する必要があるだろうか？

市川市入札監視委員会 意見書 回答用紙

回答 契約課

(意見内容)

今期（令和4年10月1日～令和5年3月31日）の「建設工
事」の審議対象案件は、合計49件である。

案件ごとの入札参加者の状況を検証すると、入札参加者が「1
者」のみの場合が14件（即ち、案件一覧 No.1、4、8、11、
13、14、15、16、17、23、24、45、46、47）で、「2者」のみの
場合が11件（即ち、No.2、3、5、6、12、18、20、27、37、
44、49）である。また、随意契約5件のうち、No.29以外は「入札
参加者がなく不調」の案件が4件である。

入札制度が、公正かつ自由な競争により実施されるためには、相
応の数の入札参加者の確保が必要である。入札資格を見直し、受注
意欲と施工能力のある事業者をもっと幅広く確保する工夫を図った
り、地域割りを見直して市川市内業者のみばかりでなく県内周辺都
市（船橋、松戸、鎌ヶ谷、浦安等）の建設業者も入札参加者として
認めることなどを検討する必要があるだろうか？

(回答)

ご指摘ありがとうございます。

所定の公告期間を設けたにもかかわらず、入札参加者が結果として1者となった上で入札執行に至るのは、発注者としてはあまり好ましくないという認識を持っております。特に第3四半期以降（10月1日以降）の工事発注では、1者入札執行の可能性が高くなる現状に対し、本市としても苦慮しているところです。

ご意見いただきました通り、公正かつ自由な競争により実施されるためには、相応の入札参加者数が必要であると考えております。

そのため、本市では「市川市建設工事等資格要件等設定要領」に基づき、一般競争入札に係る入札に参加する者に必要な資格要件（以下、「入札参加資格」という。）の選定基準及び設計金額ごとに定められた競争に参加する者の数を満たしているかを確認し、発注しております。

加えて、公告日が10月1日以降の案件、夏休み等の特定期間の施工による案件については、入札不調対策として入札参加資格の格付け要件の緩和（格付け等級の上位拡大）による入札参加者数を増やしたうえで発注しております。

なお、地域要件に関しては、市内の中小企業の受注機会確保のため、公正な競争の確保を妨げない範囲において、第一選定対象として市川市内に本店を有する業者を入札に参加する者の資格要件等として定めることができることとしており、市の施策として市川市内に本店を有する業者に発注をしております。

このため、14件中7件については、上述の施策による市内要件を付して発注をしておりましたが、結果として1者による入札執行となりました。

市としては、工事内容や狭小道路等の施行場所の地理的特性によっては入札者数が減少しておりますが、第一選定対象を市外の業者に拡大することで地理的特性を十分に理解していない業者が落札してしまうことも危惧しております。

ご指摘を踏まえ、一者入札による入札となった原因を検証するために、京葉建設業協同組合との意見交換会において入札参加者が少なかった案件の意見を伺いたいと考えています。

市川市入札監視委員会 意見書

令和5年6月21日

氏名 栗林 隆

「発注建設工事等一覧、競争参加資格停止状況への意見」はありません。

市川市入札監視委員会 意見書

令和5年8月4日

氏名 川村 延彦

A. 「工事19」について

1. 本案件を「特別条件」として、総合評価一般競争入札によらずに「一般競争入札」とした経緯と理由については、理解しました。
2. 落札者 上條建設の「積算根拠等の提示内容を確認したところ、不審点や疑問点は、見受けられませんでした」とのこと、それ自体は了解します。
(今後の参考までに) 落札者の「積算根拠等」の提示内容につき、例えば、どのような事情が推認されると「不審」又は「疑問」ありとされるのか、具体的な「例示」を開示頂ければと希望しておりますが、可能でしょうか？
また、「不審」や「疑問」が推認された場合のその後の「処置」はどうなるのでしょうか？

B. 「委託5」について

「入札額が最低制限価格と同額であったこと」のご説明は、一応理解しました。

ご説明の「応札者が市の積算価格を正確に算出することが可能の状況」は、「競争入札」の本来のあり方の妥当性の観点からは、疑問を禁じ得ません。

今後、検討すべき課題の一つと考えますが、いかがでしょうか？

C. 「相応の数の入札参加者の確保」について

さらなる「工夫」を期待します。

市川市入札監視委員会 意見書 回答用紙

件名 ぴあぱーく妙典こども施設新築工事

整理番号 工事 19

回答 技術管理課、設計管理課

(意見内容)

A. 「工事 19」について

落札者 上條建設の「積算根拠等の提示内容を確認したところ、不審点や疑問点は、見受けられませんでした」とのこと、それ自体は了解します。

(今後の参考までに) 落札者の「積算根拠等」の提示内容につき、例えば、どのような事情が推認されると「不審」又は「疑問」ありとされるのか、具体的な「例示」を開示頂ければと希望しておりますが、可能でしょうか？

また、「不審」や「疑問」が推認された場合のその後の「処置」はどうなるのでしょうか？

(回答)

各社の見積額を項目ごとに比較し、1社だけ大きな乖離がある場合は「疑問点」、その上で内訳を確認し、明らかに項目の積み上げがな

い等根拠が不明確な価格が見受けられる場合等は「不審点」と思われます。

今回、各社の見積を分析したところ、設計金額との相違はありましたが、それは物価高騰等の影響によるものと思われ、不審な点は見受けられませんでした。

なお、不審な点が確認された場合は、契約に関する関係各課に報告します。

市川市入札監視委員会 意見書 回答用紙

件名 鬼高地区浸水対策実施設計業務委託

整理番号 委託5 回答 下水道建設課

(意見内容)

B. 「委託5」について

1. 「入札額が最低制限価格と同額であったこと」のご説明は、一応理解しました。

ご説明の「応札者が市の積算価格を正確に算出することが可能の状況」は、「競争入札」の本来のあり方の妥当性の観点からは、疑問を禁じ得ません。

今後、検討すべき課題の一つと考えますが、いかがでしょうか？

(回答)

1. 国は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」において、良質な社会資本の整備を通じた豊かで安全な国民生活を実現するために、公共工事の品質確保の担い手となる人材を中長期的に育成し、確保することを、その中心的な基本理念としています。

また、工事とあわせて、設計等の品質が、その後の工事の品質に大

大きく影響し、特に重要であるとして、設計等の発注者は、その「担い手の育成・確保」のために、適正な利潤の確保が可能となる予定価格を定めることが不可欠であるとしています。従いまして、予定価格の設定においては、国等が定め確立された最新の積算基準に従い、最新の労務価格、歩掛、また、法定福利費等を的確に反映した積算を行う必要があります。本市の設計委託の積算においても、国が示す基本理念等を遵守し、確立された積算基準に従うことが必要と考えております。最低制限価格の算出についても国の通知に従って設定しているものであり、本市独自の基準等を設けることは難しいものと認識しています。

「応札者が市の積算価格を正確に算出することが可能の状況」は、「競争入札」の本来のあり方の妥当性の観点からは、疑問である」とのご指摘はごもっともであると考えるところではありますが、以上のとおり、本市においては、入札制度における公平性、適法性、経済性等を鑑み、予定価格の設定にあたり、実勢の技術者単価等を反映し、また「不当な引上げ」や「歩切り」は行わないという発注者の責務を適切に果たしつつ、「予定価格及び最低制限価格の事前公表は厳に行わない」ことにより、入札における競争性を確保しております。

市川市入札監視委員会 意見書

令和5年8月4日

氏名 栗林 隆

質問、意見は特にありません。

市川市入札監視委員会 意見書

令和5年9月8日

氏名 川村 延彦

回答を「了解」し、「令和5年度第1回抽出案件」につきましては、他に「質問や意見」は、ありません。

市川市入札監視委員会 意見書

令和5年9月12日

氏名 栗林 隆

質問、意見は特にありません。